解散公告（第二回）

当財団法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

埼玉県狭山市柏原八六四番地一

財団法人狭山市施設管理公社

代表清算人　浜野　良一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷五八三番地一

広陵町土地開発公社

清算人　植村　敏郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

和歌山県新宮市井の沢一番三〇号

新宮市土地開発公社

清算人　鈴木　俊朗

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

和歌山県新宮市三輪崎三〇〇六番地

財団法人新宮港湾財団

代表清算人　田岡実千年

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

高知市本町五丁目二番一八号

社団法人高知県私立幼稚園連合会

代表清算人　宮地　彌典

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の通常総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

長崎県雲仙市小浜町雲仙三二〇番地

社団法人雲仙観光協会

代表清算人　石田　直樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十二日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

大分市大字光吉二一八一番地の二四

社団法人大分東歯科医師会

代表清算人　渡邉　隆

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

岩手県大船渡市三陸町越喜来字前田二三番地

財団法人三陸教育施設運営会

代表清算人　西村　輝夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

茨城県水戸市八幡町一一番五二号茨城県立母子の家内

社団法人茨城県母子寡婦福祉連合会

清算人　黒田　光枝

解散公告（第三回）

当法人は、総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

栃木県鹿沼市さつき町一五番地

社団法人鹿沼工業団地総合管理協会

清算人　中村　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

栃木県宇都宮市中央一丁目一番一五号宇都宮市総合福祉センター内

財団法人宇都宮市老人クラブ連合会

代表清算人　野澤　正明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

埼玉県秩父市寺尾一五三番地一

財団法人秩父社会文化会館

代表清算人　内海　勝男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

千葉市中央区院内二丁目五番六号

財団法人千葉愛育会

代表清算人　日高　正和

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル

社団法人愛知県経営科学協会

代表清算人　田淵　一光

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

岐阜県可児市久々利柿下入会字牟田ヶ洞三五二番地

財団法人豊蔵資料館

代表清算人　榎本　徹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月十九日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十五年三月三十一日三重県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

三重県伊勢市宮町一丁目一〇番一四号

学校法人井上学園

清算人　井上　親行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二日

広島県大竹市港町一丁目二番六号

社団法人勤労者福祉港町会館

代表清算人　下松　聰忍